

条例改正を行った目的

前条例制定から10年が経過し、新たに、地域全体で中小企業及び小規模企業の振興のための施策を総合的に推進していくことを明確にするために条例改正を行いました。

どのような点が変更になった

- 前文の追加
- 大企業、金融機関、教育機関等の責務や役割の明確化
- 「中小企業等振興会議」の設置
- 小規模企業への配慮の明確化
- 中小企業者等の努力の見直し
- 市の責務、基本的施策の見直し など

条例の目指すイメージ



市の基本的施策



富士市の中小企業及び小規模企業の振興体系

